

財団法人新エネルギー財団
制定 16 度新工ネ燃第 0316004 号
平成 17 年 3 月 17 日
一部改正 17 度新工ネ燃第 0422002 号
平成 17 年 4 月 25 日
一部改正 17 度新工ネ燃第 0714002 号
平成 17 年 7 月 20 日

定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の助成を受けて、財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）が行う定置用燃料電池大規模実証事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 財団が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）機構の定置用燃料電池大規模実証研究事業費助成金交付規程（平成 17 年度規程第 46 号）の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程において定置用燃料電池大規模実証事業とは、我が国における定置用燃料電池システム（以下「システム」という。）の初期市場創出段階における民間技術レベルの把握及び今後取り組む必要のある技術開発課題の抽出を目的として、システムを大規模かつ広域的に設置し、データ収集を行う実証研究事業をいう。

2 この規程において定置用燃料電池大規模実証研究事業費助成事業（以下「助成事業」という。）とは、助成金の交付を受けてシステムを設置し、初期運転確認を行う事業をいう。

(交付の対象及び助成率)

第 4 条 財団は、定置用燃料電池大規模実証事業に参加して、一般家庭等にシステムを設置し、データ収集を行う事業者（以下「実施者」という。）に対し、その実施に必要な経費として財団が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象経費の区分及び助成率は、別紙 1 のとおりとする。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める応募要領に従い、様式第 1 による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に財団が指示する書類を添付して財団が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の場合において、当該助成金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(交付の決定)

第6条 財団は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類について審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、様式第2による交付決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 財団は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 財団は、助成金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

- 2 財団は、前項に基づく取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(契約)

第8条 実施者は、助成事業を遂行するため売買、請負その他の契約をするときは、一般競争入札に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争入札に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

- 2 実施者は、助成事業を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとするときは、この規程に定める事項を内容とする契約を締結しなければならない。

(助成事業の内容の変更)

第9条 実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けた上で助成事業の内容の変更を行うことができる。

- 一 設置件数を変更しようとするとき
- 二 助成事業の完了日を変更しようとするとき
- 三 助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき
- 四 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- 五 その他

- 2 財団は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申

請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を実施者に速やかに通知するものとする。

- 3 財団は、前項の通知をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実施状況の報告等)

第10条 実施者は、財団が必要と認めて要求したときは、助成事業の実施状況に関し、様式第5による実施状況報告書を速やかに提出しなければならない。また、財団がシステムの民間技術レベルの把握及び今後取り組む必要のある技術開発課題の抽出を目的として助成事業により収集した実測データ等の提供を求めた場合は、それに協力しなければならない。

(実績の報告)

第11条 実施者は、助成事業が完了したとき(第9条第1項第四号に規定する助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、様式第6による実績報告書を財団に提出しなければならない。

- 2 実施者は、財団が助成事業に係る実績の報告等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従わなければならない。
- 3 実施者は、第1項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実施者は、交付決定において認めた助成事業実施期間内に助成事業が完了しないと見込まれる場合、第9条計画変更の承認を受け当該期間の末日までに様式第7による期末実績報告書を財団に提出しなければならない。

(定期報告)

第12条 実施者は、前条の実績報告書又は期末実績報告書の提出の翌月の1日から2年間、別紙2に掲げるデータのうち、一般データ(第6条第1項の交付決定に基づいて設置したすべてのシステム(第6条第2項の規定に基づく交付決定において財団が実施者とシステム製造事業者(以下「メーカー」という。)毎に指定する2ヶ所のシステムを除く。)において取得すべきデータをいう。以下同じ。)又は詳細データ(第6条第2項の規定に基づく交付決定において財団がメーカー毎に指定する2ヶ所のシステムにおいて取得すべきデータをいう。以下同じ。)を取得しなければならない。

- 2 第1項のデータは、四半期の最終月の翌月20日までに様式第8による定期報告書を財団に提出しなければならない。
- 3 財団の指定するシステム以外の設備について、詳細データを取得して報告を行うことを妨げない。

(評価データ報告)

第13条 実施者は、システムを設置し、初期運転確認を行うためのデータ(以下「初期データ」という。)を取得した日以降に最初に到来する9月1日から15日まで又は3月1日から15日までの期間に一般データ又は詳細データを取得し、取得期間の末日の翌日から起算して5日以内に様式第9による評価データ報告書を財団に提出しなければならない。

- 2 財団は、前項の規定に基づき報告を受けたデータについて評価・検討を行い、機構に報告するとともに、公表するものとする。

- 3 実施者は、第1項の規定に基づく評価データを定められた提出期限までに提出できない場合は、あらかじめ評価データの提出できない旨の理由等を記載し、財団に報告しなければならない。

(定期報告の停止の承認)

- 第14条 実施者は、第12条の規定に基づく定期報告を停止するときは、あらかじめ様式第10による定期報告停止承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第15条 財団は、第11条第1項の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく計画変更承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第11による額の確定通知書により実施者に通知するものとする。
- 2 前項の助成金の確定額は、財団が交付の決定を行ったシステム設置1台当たりの助成金の額(当該交付決定が変更された場合には、変更後の額)と前項の規定による実績報告書のシステム設置1台当たりの実支出額とのいずれか低い額を算定基礎として、それぞれ設置台数に当該金額を乗じて得た額の合計額とする。

(助成金の支払)

- 第16条 財団は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、実施者に対して助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の一部について概算払をすることができる。
- 2 実施者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第12による助成金精算払請求書又は様式第13による助成金概算払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定に基づく交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - 一 実施者が法令又はこの規程に基づく財団の交付の決定の内容若しくは指示に違反した場合
 - 二 実施者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - 三 実施者が財団との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をした場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は、第15条の規定に基づく助成金の額の確定を行った後においても適用するものとする。
- 3 財団は、第1項の規定に基づく取消しをしたときは、様式第14により速やかに実施者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第18条 財団は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 財団は、第15条の規定に基づき額の確定をした場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

3 財団は第1項及び前項の規定に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を速やかに実施者に通知するものとする。

- 一 返還すべき助成金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納付期限

4 財団は、第1項の規定に基づく助成金の返還請求の通知をするときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還を請求するものとする。

5 財団は、実施者が返還すべき助成金を第3項第三号により通知する納付期限から10日以内に納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第19条 実施者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第15により速やかに財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第18条第3項及び第5項の規定は、前項の返還の場合に準用する。

（加算金の計算）

第20条 財団は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 財団は、加算金を徴収する場合において、実施者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

（財産の管理等）

第22条 実施者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産

等」という。)については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 実施者は、次条第1項により処分制限された取得財産等についての管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、様式第16による取得財産等管理明細表を第11条第1項に基づいて提出する実績報告書に添付して提出しなければならない。
- 3 実施者は、次条第1項により処分制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは、様式第17による収入金報告書を財団に提出し、財団の請求に応じその収入の全部又は一部を財団に納付しなければならない。

(取得財産等の処分制限)

第23条 実施者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- 3 実施者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第18による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第2項の規定に定められた期間を経過した取得財産等を実施者が処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(産業財産権等)

第24条 実施者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、機構の知的財産管理規程(平成15年度規程第25号)第3条第1項第一号に規定する産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第19による届出書を財団に提出するものとする。

(助成金の収益納付)

第25条 実施者は、助成事業の成果に基づく知的財産権(機構の知的財産管理規程(平成15年度規程第25号)第3条第1項各号に掲げる知的財産権をいう。)の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、様式第20による収益状況報告書を財団に提出するものとする。

- 2 前項の規定に基づく報告は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間とする。
- 3 財団は、第1項の報告に基づき、助成事業に相当の収益を生じたと認めるときは、実施者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 4 前項の規定により納付を命ずることができる金額の合計額は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

(助成事業の承継)

第26条 実施者の合併又は分割等により他の法人に助成事業を承継する場合には、その事業を承継する者は、当該助成事業を継続して実施することについて予め様式第4に準じた承継承認申請書を財団に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 財団は、前項に基づく承継承認申請書を受理したときは、これを審査し、承継が適正

であると認め、これを承認したときは、その旨を申請者に速やかに通知するものとする。
3 第6条第2項から第4項の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(助成事業の経理等)

第27条 実施者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日)の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(調査)

第28条 実施者は、財団が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

2 財団が必要があると認めるときは、機構の職員又は経済産業省の職員を立ち合わせるすることができるものとし、実施者はこれに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第29条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別にこれを定める。

附 則(平成17年3月17日 16度新工ネ燃第0316004号)
この規程は、機構からの承認があった日から施行する。

附 則(平成17年4月25日 17度新工ネ燃第0422002号)
この規程は、機構からの承認があった日から施行する。

附 則(平成17年7月20日 17度新工ネ燃第0714002号)
この規程は、機構からの承認があった日から施行する。

(別紙1)

助成対象経費

区分	内容	助成率
助成金	燃料電池本体、貯湯槽、バックアップバーナー、計測機器、配線・配線機具の購入・据付、配管・配管機具の購入・据付、工事に関する費用	定 額 ただし、システム 設置1台当たり6 00万円を上限と する。

(別紙2)

データ取得項目

定期報告データ及び評価データ報告項目は次のとおりとする。

一般データとしては(1)～(6)の項目とし、詳細データとしては(1)～(8)の項目とする。

(1) 燃料電池発電量

スタックの発電により燃料電池本体の交流端から設置先の系統へ出力される電力量とする。ただし、燃料電池本体内に設けられた補器類で消費される電力は、燃料電池発電量に含めない。

(2) 燃料電池受電量

燃料電池本体に対して商用の系統から供給される電力量とする。

(3) 燃料電池燃料供給量(高位発熱量)

燃料電池本体に対して供給される燃料ガス流量から算出する。燃料ガス流量は温度補正、圧力補正を行う。発電中に消費される燃料ガス流量だけでなく、待機中に消費される燃料ガス流量及び起動/停止中に消費される燃料ガス流量も含まれる。

(4) 燃料電池熱回収量

燃料電池本体で発生した熱量を、貯湯槽等の蓄熱部に熱搬送する際に、燃料電池本体から取り出される熱量を燃料電池熱回収量とする。

なお、設置先の系統へ出力される電力量のうち、ヒーター等により貯湯熱量として回収される熱量は、別途データを取得し、その熱量は除外する。

(5) 発電時間

上記(1)の燃料電池発電量が正(プラス)である時間を発電時間とする。

(6) 故障内容(故障部位、対応方法、原因等)

異常を検知して自動停止し、あるいは、実施者又は実施者の指示により作業者が運転停止させ、修理作業等することを故障という。ただし、作業者が現場に赴くことなしに遠隔操作等で運転停止、再起動させた場合及び設置先の使用人が運転停止、再起動をさせることは故障とはしない。

修理作業等が連続した複数日に及ぶ場合において、同一原因での故障対応は1回の故障とカウントする。

故障内容、対応方法の申告は下記の凡例を用いて行う。

故障部位の凡例

A: スタック

B: 燃料処理装置

C: 空気供給装置

D: 水供給装置

E: 熱回収装置

F: インバータ

G: 制御装置

H: その他(具体的に故障部位を記載)

対応方法の凡例

: 全交換

: 一部交換

：交換なし（調整作業、制御仕様変更、再運転操作など）

：その他（具体的に対処方法を記載）

なお、定期メンテは故障には含めないが、定期メンテナンスの内容と回数の実績を報告すること。

（7）燃料電池電力供給量

設置先の電力需要に利用される電力量とするので、（1）燃料電池発電量から逆流される電力量及びヒーター等へ供給される電力量を差し引いた電力量とする。

（8）燃料電池湯供給量

燃料電池本体から貯湯槽等に蓄熱され、設置先の熱需要（給湯、温水暖房など）に利用される熱量とする。

(様式第1)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

申請者 住 所
名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期交付申請書

定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 助成事業の内容(事業計画)(別紙1)
2. 交付申請額
3. 助成事業実施期間
事業開始予定日及び事業終了予定日
4. システム設置件数、メーカー及びシステムの仕様(別紙2)
5. 添付資料
 - (1) メーカーからのシステム提供確認書
 - (2) 経理状況説明書(最近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書)
 - (3) 定款又は寄付行為

(注) 1. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{助成金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{助成金額}$$

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(別紙1)

助成事業の内容(事業計画)

申請者	所在地				
	名称				
	代表者氏名				
連絡先	部署名				
	担当者氏名				
	住所	〒 - Tel: Fax: e-mail:			
協力事業者	事業者名				
	部署名				
	担当者氏名				
	住所	〒 - Tel: Fax: e-mail:			
システム	メーカー名	件数(台)	経費	助成事業に要する経費(円)	助成対象経費(円)
	合計				
事業実施内容等	事業内容				
	実施体制				
	選定理由 メーカー				
	その他				

(別紙2)

システム設置件数等

申請者名称：

メーカー名	燃料種	件数(台)	定格出力 (kW)	定格運転時の 発電効率 (HHV) (%)	定格運転時の 総合効率 (HHV) (%)	50%負荷 運転時の 発電効率 (HHV) (%)	50%負荷 運転時の 総合効率 (HHV) (%)	耐久性 (年)	設置先の種類と住所

- (注) 1. 設置先が未定の場合はメーカー・燃料種毎にまとめて記載して下さい。
2. 設置先が未定の場合はその選定方法について下記に記入して下さい。

--

(様式第 2)

番号
年月日

申請者の名称及び
代表者名

あて

財団法人 新エネルギー財団
会長名 印

平成 年度第 期交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった定置用燃料電池大規模実証事業費助成金については、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定番号
2. 助成金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度第 期交付申請書の記載内容のとおりとする。ただし、システム設置件数は次表のとおりとし、事業内容については台数減少分を勘案し、申請書に記載した事業内容の範囲で変更することができるものとする。

メーカー名	設置件数

3. 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。
助成事業に要する経費
助成対象経費
助成金の額 金 円
ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費又は助成金の額については、別に通知するところによるものとする。
4. 交付規程第 12 条の規定に基づく詳細データを取得する設置先は次のとおりとする。
5. 実施者は、交付規程、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を実施しなければならない。

6．実施者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

(1) 交付規程第17条の規定による交付決定の取消し並びに交付規程第18条の規定による助成金等の返還及び加算金の納付

(2) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）及び財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）は、相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

(3) 機構及び財団は、実施者等の名称及び不正内容を公表すること

7．実施者は、交付規程第16条第2項の規程に基づき概算払請求書を提出することができるものとする。

8．助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該仕入控除税額を減額することとする。

9．助成金の額の確定額は、システム設置1台当たりの助成金の額（当該交付決定が変更された場合には、変更後の額）と実績報告書のシステム設置1台当たりの実支出額とのいずれか低い額を算定基礎として、それぞれ設置台数に当該金額を乗じて得た額の合計額とする。

10．助成金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

(1) 実施者は、助成金交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に助成金交付申請取下げ届出書を財団に提出すべきこと。

(2) 実施者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、一般の競争入札に付することが困難又は不相当である場合を除き、一般競争入札に付すべきこと。

また、実施者は、助成事業を第三者に委託又は第三者と共同して実施しようとするときは、この規程に定める事項を内容とする契約を締結すべきこと。

(3) 実施者は、設置件数の変更、助成事業の終了時期の変更、助成事業の全部又は一部を他に承継、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは財団の承認を受けるべきこと。

(4) 実施者は、財団が必要と認めて要求したときは、助成事業の実施状況に関し、実施状況報告書を提出すべきこと。

(5) 実施者は、助成事業が完了した日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）までに実績報告書を財団に提出すべきこと。

(6) 実施者は、財団が助成事業に係る実績の報告等が助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。

- (7) 財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができること。
- 一 実施者が法令又はこの規程に基づく財団の交付の決定の内容若しくは指示に違反した場合
 - 二 実施者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - 三 実施者が財団との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をした場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (8) 財団が、交付規程第17条第1項の規定に基づいて助成事業の取消しに係る部分に関し、返還を請求したときは、期限までに返還すべきこと。
- (9) 実施者は、交付規程第18条第1項の規定に基づく助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。
- (10) 実施者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- (11) 実施者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。また、処分制限されている取得財産等については管理台帳を備えて管理するとともに、助成事業の完了後、取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して提出すべきこと。
- (12) 実施者は、処分制限されている取得財産等を処分することにより、収入があったときは、収入金報告書を財団に提出し、財団の請求に応じその収入の一部を財団に納付すべきこと。
- (13) 実施者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産を処分制限期間中に処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けるべきこと。
- (14) 実施者は、産業財産権を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に届出書を財団に提出すべきこと。
- (15) 実施者は、助成事業の成果に基づく知的財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間は、収益状況報告書を財団に提出すべきこと。
- (16) 実施者の合併又は分割等により他の法人に助成事業を承継する場合には、その事業を承継する者は、当該助成事業を継続して実施することについて予め承継承認申請書を財団に提出し、承認を受けるべきこと。
- (17) 実施者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。

- (18) 実施者は、財団が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (19) 実施者は、財団が助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に基づく指示に従うべきこと。
- (20) 実施者は、助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、財団が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すべきこと。
- (21) 実施者は、定置用燃料電池システムを設置後に実績報告書又は期末実績報告書を提出した月の翌月の1日から2年間、四半期毎にまとめて定期報告すべきこと。
- (22) 実施者は、財団が助成事業の円滑なる運営を図るために必要な指示をしたときは、実施者等はこれに協力すべきこと。
- (23) 実施者は、購入するシステムメーカーとの間で締結している実施者の所有する知的財産権、共同開発、技術供与及びノウハウ開示その他実施者と購入メーカーとの取引によって実施者に利益が生じる契約関係が存在する場合は、交付規程第11条第1項に基づく実績報告書を提出するにあたっては、購入するシステム価格から利益相当分を除いた金額を算定基礎として実績報告書を作成し、その内容が確認できる書類を添付して提出すべきこと。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(様式第3)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

申請者 住 所
名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 交付決定番号
2. 助成事業の名称
3. 交付申請の取下げ理由
4. 取り下げられた交付の申請に係る助成対象経費及び助成金の額
 - (1) 助成対象経費
 - (2) 助成金の額

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(様式第4)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る助成事業計画を下記のとおり変更したいので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 交付決定番号
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が助成事業に及ぼす影響及び効果

- (注) 1. 中止又は廃止若しくは承継に当たっては、中止又は廃止若しくは承継後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 承継に当たっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及び状況を示す事業概要書及び承継する助成事業の責任ある遂行に関する承継者の契約書を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(様式第5)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る助成事業の実施状況について、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定番号
2. 助成事業の実施状況の概要
 - (1) 省エネ性
 - (2) 信頼性
 - (3) 耐久性
 - (4) コスト見通し
 - (5) 系統連系協議経過など設置に係る諸課題等
 - (6) その他必要と思われる事項
3. 助成事業に要する経費の使用状況(別紙)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(別紙)

助成事業に要する経費の使用状況

(単位;円)

区 分	助成事業に要する経費の額		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) メーカー毎の内訳についても、記載のこと。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(様式第6)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る助成事業が完了しましたので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程(以下「交付規程」という。)第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定番号

2. 助成事業の実施内容

- (1) システムの設置完了報告(別紙1)
- (2) 事業期間
- (3) 事業の体制
 - 1) 実施体制
 - 2) 協力事業者との関係
- (4) 事業経費
- (5) 事業成果及び考察

3. 助成事業に要する経費、助成対象経費、助成金の額及び交付決定年月日

助成事業に要する経費	金	円
助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

4. 助成金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳

5. 助成事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表(別紙2)

6. その他添付資料

実施者は、事業終了日までに次の書類を添付して財団に提出すること。ただし、交付規程第11条第4項に規定する期末実績報告書に添付した書類は省略することができる。

- (1) 助成対象経費の支払を証明する領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) システムの設置後、初期運転確認を行うため次の事項を1日間記録したデータ(以下「初期データ」という。)

- 1) 初期データ取得項目
 - 初期データ取得日
 - 燃料電池発電量
 - 燃料電池受電量
 - 燃料電池燃料供給量（高位発熱量）
 - 燃料電池熱回収量
- 2) その他財団が必要とする事項

(4) 取得財産等管理明細表（様式第16）

(5) 応募要領に記載されている助成対象システムの要件を確認できる資料を添付のこと。

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

助成金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 助成金額

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(別紙2)

収支明細表(実績報告書用)

交付決定番号: _____ 実施者名: _____

(単位:円)

交付決定額 及び決算額 設置番号	交付決定額		決算額					差引助成金 返納額	備考
			収入	支出					
	助成対象経 費の額	助成金の額	助成金の収入 額	助成対象経 費の実績額	助成対象経 費の限度額	助成率	助成金の額		
合 計									

- (注) 1. 交付決定額、収入は合計額のみを記入のこと。
2. 支出、差引助成金返納額は設置番号毎に記入のこと。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(様式第7)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期期末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る助成事業について、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定番号

2. 助成事業の実施内容

- (1) システムの設置完了報告(別紙1)
- (2) 事業期間
- (3) 事業の体制
 - 1) 実施体制
 - 2) 協力事業者との関係
- (4) 事業経費
- (5) 事業成果及び考察

3. 助成事業に要する経費、助成対象経費、助成金の額及び交付決定年月日

助成事業に要する経費	金	円
助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

4. 助成事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表(別紙2)及びシステム設置完了収支明細表(別紙3)

5. その他添付資料

実施者は、期末実績報告書提出までに助成事業の一部が完了したシステムについては、次の書類を添付して財団に提出すること。

- (1) 助成対象経費の支払を証明する領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) システムの設置後、初期運転確認を行うため次の事項を1日間記録したデータ(以下「初期データ」という。)
 - 1) 初期データ取得項目
初期データ取得日

燃料電池発電量
燃料電池受電量
燃料電池燃料供給量（高位発熱量）
燃料電池熱回収量

2) その他財団が必要とする事項

(4) 取得財産等管理明細表（様式第16）

(5) 応募要領に記載されている助成対象システムの要件を確認できる資料を添付のこと。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(別紙2)

収支明細表(期末実績報告書用)

交付決定番号: _____

実施者名: _____

(単位:円)

交付決定額及び決算額 助成対象経費の区分	交付決定額		交付決定額のうち次期への繰越額		決算額					差引助成金返納額	備考
	助成対象経費の額	助成金の額	助成対象経費の額	助成金の額	収入	支出					
					助成金の収入額	助成対象経費の実績額	助成対象経費の限度額	助成率	助成金の額		
合計											

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(別紙3)

システム設置完了収支明細表(期末実績報告書用)

交付決定番号: _____ 実施者名: _____

(単位:円)

交付決定額 及び決算額 設置番号	交付決定額		決算額					差引助成金 返納額	備考
			収入	支出					
	助成対象経 費の額	助成金の額	助成金の収入 額	助成対象経 費の実績額	助成対象経 費の限度額	助成率	助成金の額		
合 計									

- (注) 1. 交付決定額、収入は合計額のみを記入のこと。
2. 支出、差引助成金返納額は設置番号毎に記入のこと。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(様式第 8)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会 長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期定期報告書 (第 四半期)

下記のとおり、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、
取得データを報告します。

記

- 1 . 交付決定番号
- 2 . 一般データの報告 (別紙 1)
- 3 . 詳細データの報告 (別紙 2)

(別紙1)

(定期報告用)

一般データ報告 (月、 月、 月)

交付決定番号： _____ 実施者名： _____

設置番号	整理番号							月	燃料電池 発電量 (kWh)	燃料電池 受電量 (kWh)	燃料電池 燃料供給 量(高位 発熱量) (MJ)	燃料電池 熱回収量 (MJ)	発電時間 (h)	故障内容				その他財団 が必要とす る事項(定 期メンテナ ンスの内容 と回数)			
														故障 回数	故障毎の故障内容				故障毎 の運転 停止し た日数		
															故障 部位	対応 方法	原因				

定期報告書の提出は
第1四半期：4月、5月、6月分は、7月20日まで
第2四半期：7月、8月、9月分は、10月20日まで
第3四半期：10月、11月、12月分は、1月20日まで
第4四半期：1月、2月、3月分は、4月20日まで

(別紙2)

(定期報告用)

詳細データ報告 (月、 月、 月)

交付決定番号： _____ 実施者名： _____

設置番号	整理番号	月	燃料電池発電量 (kWh)	燃料電池受電量 (kWh)	燃料電池燃料供給量 (高位発熱量) (MJ)	燃料電池熱回収量 (MJ)	発電時間 (h)	燃料電池電力供給量 (kwh)	燃料電池湯供給量 (MJ)	故障内容				その他財団が必要とする事項 (定期メンテナンスの内容と回数)									
										故障回数	故障毎の故障内容				故障毎の運転停止した日数								
											故障部位	対応方法	原因										

定期報告書の提出は
第1四半期：4月、5月、6月分は、 7月20日まで
第2四半期：7月、8月、9月分は、 10月20日まで
第3四半期：10月、11月、12月分は、 1月20日まで
第4四半期：1月、2月、3月分は、 4月20日まで

(様式第9)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

実施者 住 所
名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期評価データ報告書

下記のとおり、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第13条第1項の規定に基づき、評価データを報告します。

記

1. 交付決定番号
2. 一般データの報告(別紙1)
3. 詳細データの報告(別紙2)

(別紙1)

(評価データ報告用)

一般データ報告 (第 期)

交付決定番号:

実施者名:

設置番号	整理番号 (NEF使用欄)	燃料電池発電量 (kWh)	燃料電池受電量 (kWh)	燃料電池燃料供給量(高位発熱量) (MJ)	燃料電池熱回収量 (MJ)	発電時間 (h)	故障内容				その他財団が必要とする事項 (定期メンテナンスの内容と回数)									
							故障回数	故障毎の故障内容				故障毎の 運転停止 した日数								
								故障 部位	対応 方法	原因										

評価データ報告の提出は、第1期が9月1日から9月15日までの15日間のデータを、9月20日までに提出。
第2期が3月1日から3月15日までの15日間のデータを、3月20日までに提出。

(別紙2)

(評価データ報告用)

詳細データ報告 (第 期)

交付決定番号: _____ 実施者名: _____

設置 番号	整理番号 (NEF 使用欄)								燃料電池 発電量 (kWh)	燃料電池 受電量 (kWh)	燃料電池 燃料供給 量(高位発 熱量) (MJ)	燃料電池 熱回 収量 (MJ)	発電 時間 (h)	燃料電池 電力供給 量 (kWh)	燃料電池 湯供給 量 (MJ)	故障内容				その他財団 が必要とする 事項(定期メン テナンスの内容 と回数)	
																故障 回数	故障毎の故障内容				故障毎 の運転 停止し た日数
																	故障 部位	対応 方法	原因		

評価データ報告の提出は、第1期が9月1日から9月15日までの15日間のデータを、9月20日までに提出。
第2期が3月1日から3月15日までの15日間のデータを、3月20日までに提出。

(様式第10)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

実施者 住 所
名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期定期報告停止承認申請書

定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第14条の規定に基づき、下記のとおり定期報告停止承認を申請します。

記

1. 交付決定番号
2. 整理番号
3. 定期報告停止理由：
4. 定期報告停止期間：平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
5. 今後の見込み：

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(様式第11)

番号
年 月 日

実施者の名称及び
代表者名

あて

財団法人 新エネルギー財団
会 長 名 印

平成 年度第 期額の確定通知書

上記の件について、平成 年 月 日付け 第 号をもって提出された定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る実績報告書を検討した結果、助成金の額を下記のとおり確定したので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第15条第1項の規定に基づき通知します。

記

1. 交付決定番号

2. 助成金の確定額 金 円

助成金交付 決定額(円)	決 算 額 (円)		助成金の確定額 (円)	備 考
	助成対象経費	助成金の額		

3. 設置システム一覧表(助成金確定通知用)(別紙)

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(様式第 1 2)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会 長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期助成金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る支払いを受けたいので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 . 交付決定番号

2 . 精算払請求金額 金 円

内訳

助成金の確定額 金 円

概算払受領済額 金 円

今回請求額 金 円

3 . 振込先

フリガナ	
銀行名	銀行 支店 (普通・当座)
口座番号	
フリガナ	
名義人	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とする。

(様式第 1 3)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会 長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期助成金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた助成金に係る概算
払いを受けたいので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第 1 6 条第 2 項の規定に基
づき、下記のとおり請求します。

記

1 . 交付決定番号

2 . 概算払請求金額 金 円也
内訳
助成金交付決定額 金 円也
今回請求額 金 円也
残 額 金 円也

3 . 振込先

フリガナ	
銀行名	銀行 支店 (普通・当座)
口座番号	
フリガナ	
名義人	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とする。

(様式第 1 4)

番号
年月日

実施者の名称及び
代表者名

あて

財団法人 新エネルギー財団
会 長 名 印

平成 年度第 期交付決定の取消し通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって に対して定置
用燃料電池大規模実証事業費助成金の交付の決定を行ったが、下記のとおり、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、その交付の決定の全部 (一部) を取消すこととしたので通知します。

記

- 1 . 交付決定番号
- 2 . 助成事業の名称
- 3 . 交付決定を取消した実施者に対する交付決定額
- 4 . 交付決定の取消しに伴う金額及び年月日
- 5 . 交付決定の取消し理由
- 6 . 助成金の既支払額

(注) 交付決定の内容又はこれに付した条件を変更する場合もこの様式に準じる。

(備考注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

(様式第 1 5)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会 長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金について、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 . 交付決定番号
- 2 . 助成金額 (交付規程第 1 5 条による額の確定額) 金 円
- 3 . 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 4 . 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 5 . 助成金の返還相当額 (3 . - 2) 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とする。

(様式第 1 6)

取得財産等管理明細表 (平成 年度第 期)

交付決定番号 : _____ 実施者名 : _____

区分 財産名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

- (注) 1 . 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規定第 2 2 条第 2 項に定める額以上の財産とする。
- 2 . 財産名の区分は、(イ) 事務用備品、(ロ) 事業用備品、(ハ) 書籍・資料、(ニ) 無体財産権 (産業財産権等) (ホ) その他の物件 (不動産及びその従物) とする。
- 3 . 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 . 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

(様式第17)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期取得財産等の処分に伴う収入金報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成事業において取得した取得財産等の処分に伴って下記のとおり収入がありましたので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第22条第3項の規定に基づき報告します。

記

1. 交付決定番号

2. 助成金の確定額及びその通知の日

金 円
平成 年 月 日 第 号

3. 取得財産処分の内容

4. 収入の状況(別紙)

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(別紙)

収益状況

交付決定番号：_____

整理番号	処分した取得財産等の内容	収入金額(円)	算出根拠

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(様式第18)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る助成事業について、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 交付決定番号
2. 処分使用とする財産名(種別、仕様、数量の別)
3. 取得年月日
4. 取得価格及び時価
5. 処分の方法
6. 処分の理由
7. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)
8. 処分の条件(注2参照)

(注) 1. 処分の方法として、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。

2. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手のある場合、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

3. 目的外使用については、使用する目的、使用期間等を具体的に記載した書類を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(様式第 19)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会 長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期助成金に係る産業財産権届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る助成事業に関して、下記のとおり産業財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第 24 条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 交付決定番号
2. 種類（番号及び産業財産権等の種類）
3. 出願又は取得年月日
4. 内容
5. 相手先及び条件（譲渡又は実施権の設定の場合）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とする。

(様式第20)

番号
年月日

財団法人 新エネルギー財団
会長 名

住 所
実施者 名 称
代 表 者 名

印

平成 年度第 期助成事業収益状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた定置用燃料電池大規模実証事業費助成金に係る助成事業について、定置用燃料電池大規模実証事業費助成金交付規程第25条第1項の規定に基づき、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定番号
2. 助成金の確定額及びその通知の日
金 円
平成 年 月 日 第 号
3. 報告期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4. 収益状況(別紙)

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とする。

(別紙)

収益状況

交付決定番号：_____

知的財産権	収益額(円)	算出根拠

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とする。